

旭川脳卒中地域連携委員会会則

第1章 総則

第1条：本会は旭川脳卒中地域連携委員会と称する。

第2条：本会は事務局を旭川赤十字病院医療秘書課内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条：本会は旭川地区における脳卒中に係わる医療機関及びその職員が相互理解を深め、脳卒中の地域連携を推進すると共に脳卒中診療の向上を目指すことを目的とする。

第4条：本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- ① 地域連携クリニカルパスの作成および見直し
- ② 会員相互の施設訪問
- ③ 症例検討会の開催
- ④ 研究会並びに講演会の開催

第3章 会員

第5条：会員は脳卒中診療に係わっている施設に従事し、本会の目的に賛同した医療機関より推薦された職員とする。

第4章 委員会の開催

第6条：第4条の事業を推進・計画するため年数回の委員会を開催する。

第5章 運営費

第7条：本会の運営の費用は、集会の参加費及び会員の所属する医療機関及び諸団体からの寄付金、補助金をもってあてる。

第6章 会計

第8条：本会の事業年度は毎年4月1日にて始まり、翌年の3月31日にて終わり委員会では会計報告を行う。

附 則 1. この会則は、平成18年11月1日から施行する。

2. 平成26年4月1日一部改正。